

多度津町農業委員会議事録

令和6年10月18日午前8時58分より午前10時15分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第4号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 非農地証明願について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	三野敏彦
職務代理者（3番）	土田敏雄
4番委員	西山正美
5番委員	矢野和幸
6番委員	池田一普
7番委員	細川清二
8番委員	山地文
9番委員	池内利行
10番委員	河井弘司
11番委員	秋山義充
13番委員	宮武良充
14番委員	横關幹夫

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	北岡康民
2番委員	大谷泰則
3番委員	眞鍋憲明
4番委員	篠原壽雄
5番委員	眞鍋昌造
7番委員	高島和秋
8番委員	村井文数

欠席委員

農業委員（1名）	12番委員	伊達和博
推進委員（1名）	6番委員	島田和博

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	亀井 康
主 事	炭井 眸

審 議 内 容

事務局長 おはようございます。
皆さんおそろいになりましたので、少し早いですが、ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
初めに、大西会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。
続きまして、本日の出欠状況についてですが、伊達委員と島田推進委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は、農業委員14名中13名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 それでは、早速ですけれども進めてまいりたいと思います。
最初に、いつもどおり私のほうから本日の署名委員の指名をさせていただきます。

5番の矢野委員さん、6番の池田委員さん、よろしく願いします。

続きまして、昨日の小委員会の報告を推進委員の高島委員さんよろしく願いします。

高島委員 昨日17日、小委員会におきまして、本日の議案第2号、議案第3号並びに議案第6号の現地の確認に出向きました。会長、副会長、事務局、それから細川委員さん、私の8名で現地のほうに出かけております。

議案第2号、議案第3号につきましては、現地に出向きまして、目視にて申請の内容に問題がないということを確認してきました。

議案第6号の非農地証明願につきまして、見立の犬尾、ちょっと山に入り込んだところに現地がありまして、もう長い間農地として使用

されてなかったということで、もうほとんど自然林のような形になっておまして、中まで入って確認することが難しいということで、航空写真並びに進入口付近の現状を見て判断をいたしまして、非農地申請に問題はないのではないかとということで判断をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいま小委員会の報告をいただきましたけれども、これにつきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

ございませんか。

(なし の声あり)

それでは、議案の審議を行いたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号3番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号につきまして説明いただきましたけれども、これについて何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、議案第1号につきましてはいつもどおり報告案件というふうなことで、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないことから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案第2号の説明をいただきましたけども、これについてのご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

13番委員 事務局 すいません、売買の価格なんかは教えていただけるんでしょうか。

事務局 今回、4枚全てで80万円。

13番委員 ありがとうございます。

11番委員 事務局 何ぼ、聞こえなかった。

事務局 4枚全てで80万円。

11番委員 事務局 4筆で。

事務局 はい。

議長 どうぞ。

職務代理者(3番) 3番目が宅地じゃないですか。わざわざ一緒の売買するやろうけど、この委員会にかけないかん項目としてのけとくべきでないやろうか、宅地までというたら。

事務局 こちらは、登記は宅地になってるんですけども……。

職務代理者(3番) いやいや、それは分かるんや。分かるとるけど、地のこれが田や畑でないんやから、我々がどうこうという話でないじゃないですか。

事務局 農地法自体が、現況主義という形になったもので、地目が宅地であっても現況が畑に、昨日見たときになってたと思うんですけども、現況とか畑、田んぼの農地であれば、それは一応農地法の規制を受けることになっているんです。

職務代理者(3番) 分かりました。

議長 ほかに。

どうぞ。

6番委員 議案第6号のほうで、片や畑は森林化で非農地ですよ。こちらは、新たに農業したいということ。

事務局 こちらは、今回申請は3条申請が上がってきた際に、一応全部効率要件ということで、自分がお持ちの農地全て効率的に利用しようという形になってまして、ここの議案第6号に出てきているものが、お父さん、お母さんの時代に耕作をされていて、その両親が亡くなってからはもう山に返ってしまって、もう農業ができる状態ではないということです。それで、ここを森林の状態になっているところ、管理しているとか、もしくはここはもう農地としては使える状態ではないところなんで、それでどうするかというところで、じゃあ非農地ということで非農地証明をして、もう農地ではなく山林にしていくという

話になりました。

- 1 1 番委員
議長
事務局
1 1 番委員
事務局
1 1 番委員
事務局
1 3 番委員
事務局
1 1 番委員
事務局
1 1 番委員
事務局
- 今、議案第 6 号いっきょん。
いやいや、議案第 2 号。
議案第 2 号の方と議案第 6 号の方の申請者が同じになるんですけれども。
聞こえんのやがな。
議案第 2 号の譲受人の方と議案第 6 号の所有している農地が非農地証明の願いを出している申請者の方が同じになるんですけれども、今回の農地法第 3 条の売買をするっていう申請地が、現状 2018 年頃からこの土地を借り受けて、ずっと耕作されておって、家のもうすぐ横でこれからもずっと耕作していきたいということで、農地法第 3 条の申請があったんですけれども、全部効率要件の中で議案第 6 号に載ってきている見立の何筆かが山に返っているような農地で、ここを管理していくのか、それとももうここは遊休農地調査でも赤判定になっているところになりますので、ここをどうしていくかというご相談をさせていただいたときに、もうここは両親の時代に、両親が亡くなってからはもう誰も入っていけないようになってしまって、耕作ができる状態ではないので、非農地証明願をするということで話がまとまったものになります。
非農地証明の後は何になるん、地目は。
地目が山林になるうかと。
山林は、そのまま山林で通るか。農業委員会が判断する問題ではないと思うんやけど。
農業委員会の非農地証明をもって法務局のほうで判断して変えていくものにはなるんで、これで絶対山林になるかどうかというのは、ちょっと分かりかねます。
そこら辺がポイント。山林にするには、山林にする検分があると見とんや。
はい。なので、申請は申請者が法務局に上げていくものになります。
ここで山林にするとかなんとかというんは、ないやろう。ほんで、事務局の受け付けたときに、そういう話が出とると思う。わしは、そこら辺を聞きたいんや。事務局が受けたときに、どうかという。
多分、もう現状は山林化してますんで、うちのほうとしては申請者さんが今から山林に変えていくということなんで、山林のほうで受け

付けたらというだけにはなりません。

1 1 番委員
議長

非農地証明の受付……。
申し訳ないですけど、それちょっと議案第 6 号のところでの話を
して、今議案第 2 号の農地法第 3 条の承認についてのみで議論したい
と思うんで、ご理解いただきたいんと、このところでは 6 番委員か
ら話があった両方が、片一方では非農地にして、片一方では 3 条で売
買するという。その理由は全部利用の問題がありますので、こっ
ちで非農地でせんかったら、こっちも農地として利用せないかんこと
になるんで、こういう格好で議案第 2 号の申請が出てきとるというこ
とですので、再度言いますけども、議案第 2 号の承認をするかせんか
の今質問の回答を含めて、議論をしていただきたいなと思います。

1 1 番委員

ほんなら議案第 2 号に絞って、しが質問しよったんは、この宅地に
なつとる地目のことを言いよったん。聞こえとらんや。分からんや。
事務局。

事務局

地目が宅地っていうものがあるんですけども、現地を見たらここ
の宅地部分も畑として一体的に利用されてまして、農地法っていうの
が登記地目ではなくって現況地目で判断するようになりますので、現
況が畑になっている場合、農地法の適用を同じように受けますので、
今回この宅地部分も同じく農地法第 3 条の規定により許可ということ
で申請が上がってきて、それを判断いただくようになります。

1 1 番委員
事務局

地目宅地になつとったん、これ。

登記地目は宅地です。

1 1 番委員

そうか。分かりました。

議長

確かに、今 1 1 番委員が言われるように関連がないというわけでは
ないんですけども、申し上げましたとおり議案第 2 号の承認が通るか
どうかということで結論を出していきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

それでは、ないようですので、議案第 2 号につきまして承認するこ
とにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、議案第 2 号を承認
といたします。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後
の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

【議案第3号番号1番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、現在当該農地は造成工事までが完了している状態です。今回の申請前に、土地家屋調査士より事業計画変更の相談があり、香川県農業経営課と協議を行いました。申請者が、当初と変更のない岩井土地開発株式会社であり、現在造成工事が完了していることなどから、事業計画変更申請及び受付に至ったものです。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第3号の説明をいただきましたけども、これについてのご意見、ご質問ありましたらよろしくをお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にご意見等ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、この議題につきましては、今退席していただいております、2名の委員さんは参与の制限で退室となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

【議案第4号番号1番から5番と1番から33番について、議案書を基に朗読】

以上の計画要請の内容は、旧経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、10月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第4号の説明をいただきましたけども、これについてのご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんか。

どうぞ。

14番委員 4番の亀山さんの利用権の賃借権ということで、単価はこれどういう単価。1反当たりの単価で金額決めてるんでしょうかね。

事務局 単価が、一応この方たちが、この面積で6,000円というので、例えば1,010平米でも1,000円とかなんですけど、10アール当たりに直すとこの6,000円……。

14番委員 6,000円だったら、ちょっと金額違うてくるよね。だから、これ畦畔引きで計算してるのかなと思って。

事務局 10アール当たりに直すと、その値段になるんですけども。一応、この面積、全部面積違うんですけども、一律6,000円という形で契約を抑えています。

14番委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号をご覧ください。

【議案第5号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長 ありがとうございました。

今、議案第5号について説明をいただきましたけども、これについてのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、意見の決定ということですので、意見なし

ということで承認いたしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局よりお願いします。

事務局

議案第6号をご覧ください。

【議案第6号番号1番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、こちらの農地は耕作放棄地調査で赤色部分の再生困難な農地と判定されている農地となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第6号について説明いただきましたけども、この案件については先ほど意見のあったようなところもありますし、冒頭に推7番委員さんのほうから小委員会の判断基準等々についても説明をいただきましたけども、そういったところでご意見を聞く前に、11番委員さんが地元委員さんということで、もしこの農地、畑について何かご意見がありましたら、先ほど言いましたように現地の中まで入っていけない、写真等々で判断したことになっておりますが、何か11番委員さんのほうから意見がありましたらお願いします。特にございませんか。

ないようですので、先ほどのご意見も含めて、ほかに何かご意見ありましたらよろしくお願いします。

特にございませんか。

どうぞ。

4番委員

別なんですけど、この非農地証明を出すっていうことは、もう一度地目を法務局に申請しなきゃいけない。

事務局

登記を行うのに農地が、今現在畑で登記されてるんですけど、それが農地法の適用を受けない農地でないかどうかという判断をした証明が必要になるんです。

4番委員

判断して……。

事務局

証明と一緒に法務局への登記申請を行う。

4番委員

もしその人が、宅地で申請したらどうなるんですか。

事務局

それは、非農地証明を持ってということですか。そこは、もう法務局さんと、一応申請の中で申請の今の現況、地目ですよね。現況がどうなっているかというのも申請書と一緒に上げていただくんですけど、そこを現地確認で現在が宅地化状態にされているのか、山林状態

になっているのかっていうのは、一応農業委員会の小委員会で見させていただいて、それを基に、そこが農地法の適用を受けない農地であるっていう証明になるんですけど、その証明をもって法務局のほうで現地のほうを見て判断していくような形にはなりません。

4番委員 単純なあれですけど、この委員会でチェックして、農地じゃないですよ、森林ですよっていうところまでは出さない。

議長 農地か農地でないかの判断を求められとる。あとの地目については、今言ったように法務局のほうで、それを許してくれるかというか。

事務局 上記の土地は農地法適用を受けない土地であることを証明しますしか出てないんです。

登記官が判断するようになります。

4番委員 じゃあ、悪意を持って造成してしまったら、これをしばらくそのままにしておいてそうしたら、さあっと更地になつたら税金もそのまま。

事務局 無断転用については非農地証明は出来ませんが、登記地目を変える場合は、この非農地証明、転用もそうなんですけど、この議案に上がった部分っていうのは全て税務課のほうを通りますので、12月末に議案関係のところは全て回って、課税していきますので、多分実際に悪意を持ってということがないとは言えないんですけど、町の税務課のほうで確認してということになります。

4番委員 ちょっと、中途半端やなと思うてね。

事務局 農用地については、非農地判断。

4番委員 一連性がないもんだから、ここに空白が生まれるから、空白の時間を悪意を持って何かをすれば、できんことはないんじゃないかなと思ったからで。

11番委員 ええこと質問しよんだけど、4番委員が理解全部できたかということや。ほなけん、その問題は別として、理解できるように専門的な分は来月に事務局に調べてもろうて、非農地証明とは何かとか、非農地証明以外でも山林になると、またちょっと別の条件が要るわけよな。山林にするんには。そういうようなもろもろを事務局、また勉強できとると思うけど、新しいんで、それどこまでできとるんか。できとんやったら今日答弁できるはずやけど、そこまでの答弁がないきん、ちょっと言わせてもらいよんやけど。ほなけん、来月に発表できるようにしてもろうたらどうかと。

会長 また来月、そうしたら非農地証明願はどういう形になるかっていうのを、前にも一度、私のおったときに、2年前に非農地証明ってどういうことかというんでお話とか出て、資料……。

事務局 改選等々もありましたので、またちょっと来月皆様に非農地証明っていうのはどういった流れになって、どういったものになるのかというのをご説明する機会を設けさせていただけたらと思いますので。

11番委員 そうしてほしい。事務局長のほうについて、メンバーが替わるとるということをお願いよんで。

事務局長 現況が宅地とか山林化された農地で田畑に登記されている土地については、4条とか5条とかの転用の許可の手続になるんですけど、法の施行以前とか、ずっと耕作放棄が続いて山林化したとか、そういう場合について、それを農地に戻すことが非常に困難であるということ。草刈り等で農地に復元できるような場合については、非農地証明等は出せませんが、もう今の現況を見て、これは農地に戻せないわというような状況の場合、先ほどの赤部分の判定を受けとるっていうのも一つの条件で、そういうのを加味して非農地証明という形で農業委員会のほうの証明を出します。その証明書をもって法務局に登記という流れになるんですけど、その登記地目については法務局が判断するような形になりますので、農業委員会から山林とか宅地とか、そういう形で登記地目を決めていくわけではないです。農地法に係る農地じゃないっていう判断をここで証明したらという形になるものでありますので、今回の場合も昨日の小委員会で、現地を確認して、現地までは行けなかったんですけど、そこへ行くまでの間も山林化しとるっていうような状況で、航空写真等でも見ていただいて、ほぼ木が生い茂っているような状態の農地であるということなんで、今回の非農地証明願の提出がありましたんで、今の現況としては農地というには難しい土地であるということでお示しさせていただいている状況になりますので、その辺をご理解いただいて、承認するかしないかという判断をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

 他にご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いします。

 特にございませんか。

 (なし の声あり)

 ないようですので、非農地証明については、来月定例会で資料を持って説明いただくこととし、議案第6号について承認することにご異

議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第6号を承認いたします。

そうしたら続きまして、事務局よりその他の報告をよろしくお願ひします。

事務局長 事務局より5点ご報告をさせていただきます。

1点目は、相続届について。2点目は、来月分の農地機構貸借案件について。3点目は、農地転用集計表について。4点目は、全国農業新聞の普及について。5点目は、香川県農業会議創立70周年記念式典についてです。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局 今月は、相続届が2件提出されております。

書類については、個人情報の関係から、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返してください。

以上です。

事務局長 続いて2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、10月29日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願ひいたします。

以上です。

事務局長 3点目、農地転用集計表について報告をお願いします。

事務局 今月、農地法の第4条、第5条申請につきましては、今月申請がありませんでしたので、9月集計表から変更はございません。

以上です。

事務局長 4点目、全国農業新聞の普及についての報告をお願いします。

事務局 全国農業会議所が発行している全国農業新聞の普及についてです。
農業委員さん及び推進委員さんの活動業務の一つである農業者への情報提供を、ぜひこちらの全国農業新聞を活用してほしい旨、依頼が

ありました。かねてより農業委員、推進委員の全員購読をお願いしているこちらの新聞ですが、委員の皆様におかれましてはこちらを購読し、情報収集ツールとして活用いただき、地域の農業者の皆様へ農政情報などの情報提供を行っているところです。

この全国農業新聞は、農業委員会の活動を支えており、1週間分の農政における重要な情報を分かりやすくまとめているものになります。

こちらの徹底解説パンフレットの1ページをご覧ください。

こちらは、全国農業新聞についてのパンフレットになりますが、ここがポイント、全国農業新聞という下半分の欄に、各紙面にどういった内容が掲載されているのか、分かりやすく記載されています。1から6面では、農政情報や農業経営についての実務情報等を分かりやすく伝えており、一番裏面の8面では四国地方の情報を掲載しております。また、7面では各地の農業委員会の活動内容が掲載されており、農業委員会組織の活動をお伝えしているというところが、こちらの全国農業新聞の大きな特徴です。

農業者や関係者等に農業委員会活動等を伝え、かつ理解を得るために、こちらの農業新聞の普及活動にご協力いただき、購読数の増加を目指していけたらと考えております。

こちらの見本紙やパンフレットを活用して、最適化活動中や農業者へ戸別訪問する際など、話の中で併せて普及活動をしていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

事務局長

5点目、香川県農業会議創立70周年記念式典についてご報告をお願いします。

事務局

一般社団法人香川県農業会議創立70周年記念式典開催要領と令和6年度市町農業委員、農地利用最適化推進委員研修会開催要領と書かれた用紙をご覧ください。

12月19日8時から2時に70周年の記念式典、同じく19日2時15分から4時10分まで令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会が開催されます。こちらは、丸亀のアイレックスで開催され、現地集合でお願いできたらと考えております。

2時15分からある研修会につきましては、農業委員会業務必携を持参してください。

12月のことになるんですけれども、今皆さんお分かりになる範囲

で出欠の確認をできたらと考えております。12月19日当日、欠席される方、挙手をお願いします。欠席の方、来られない方、挙手をお願いします。3名ですね。欠席は3名ということで。

12月の定例会で、またこちらの紙を直前にお配りしますので、また出席される方はご予約のほどよろしく願いいたします。

以上です。

事務局長 その他報告は以上になります。

議長 ありがとうございます。

今、報告いただきましたけども、これについて何かご質問等ありましたらよろしく願いします。

11番委員 4条、5条今月ないけんという分、あれはどうしたん。どっかから指導があったのか、法が変わったのかな。

事務局 それは、会長からもこういう多度津町の中で年間どのくらいの件数またどのくらいの面積が転用されているのか、皆さんのほうに情報提供してあげてくださいという。

11番委員 どこから。

事務局 会長さんのほうから意見がありましたので今年の4月から添付しております。

議長 過去に農業会議のほうから常設にも出とったと思うんで、農業会議のほうは、今まで出てきよった転用の分をくれよったわな。私も、この立場になってそんなん送ってきよんやけども、聞いたら事務局のほうももらってないというのを聞いたもんですから、どこまで参考になるか分からんのですけども、一つの認識として、多度津町管内で年ごとにどのぐらいの田んぼが転用でなくなっているのかというのを、一つの知識として知っておいていただいたほうがええんかなと、私が思って事務局をお願いして、切りがええとこの今年4月、今年度に入ってから、各委員さんにこちらの出してもらえたらという依頼をしたわけです。

議長 ほかに、それこそ全体にわたってないですか。

(なし の声あり)

なかったら、まだ最後まで済んでないんで、来月の予定だけ。

事務局長 引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

11月の小委員会は、19日火曜日の午前9時から2階大会議室で行います。当番委員は8番山地委員、推進委員は8番村井委員にお願いしたいと思います。

定例会は、20日水曜日の午前9時から2階大会議室で行います。
署名委員は7番細川委員、8番山地委員、9番池内委員のうち2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長

ありがとうございました。

ということで、以上で本日予定いたしておるものは全て終わったんですけども、全体にわたりまして再度何かありましたら。

(なし の声あり)

そうしたら、ないようですので、本日の定例会はこれで終了させていただきます。お疲れでございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記